

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（搬入命令手続）</p> <p>12-6 法第12条第4項の規定に基づく保税地域への搬入命令の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第13条の2第1項に規定する書面は、「譲受物品保税地域搬入命令書」（F-1282）とし2通（原本、命令書）作成して、うち1通（命令書）を被命令者に送達する。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>(5) 同項を適用した場合において、関税法第30条第1項第2号の規定に基づく他所蔵置の許可の申請があつたときの許可の基準は、関税法基本通達30-2による。なお、当該「輸入を許可しない物品」について他所蔵置の許可をした場合において、取締り上必要があると認めるときは、関税法第105条第1項第2号の規定に基づき、当該物品に封かんを施す。</p> <p>(6) 譲受け後に保税地域に入れられた物品については、関税法第45条（同法第41条の5、第61条の4条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の適用がある旨並びに当該物品の貨主への引渡しは関税等が納付済であることを証する書類の提示を受けた後行うよう、当該保税地域の倉主に注意を喚起しておく。</p> <p>なお、納付済であることを証明する書類、例えば領収書については、その裏面に当該物品を明確に記載する等の方法により、税関と倉主との連絡については特に注意する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 コンテナ特例法関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 コンテナの通関及び承認</p> <p>（コンテナヤードへのコンテナの搬出手続）</p> <p>3-9 免税コンテナをコンテナヤードに出入れしようとする際の関</p>	<p style="text-align: center;">第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（搬入命令手続）</p> <p>12-6 法第12条第4項<u>《無許可譲受品の搬入命令等》</u>の規定に基づく保税地域への搬入命令の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第13条の2第1項<u>《保税地域に入れさせる手続》</u>に規定する書面は、「譲受物品保税地域搬入命令書」（F-1282）とし2通（原本、命令書）作成して、うち1通（命令書）を被命令者に送達する。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>(5) 同項を適用した場合において、関税法第30条第1項第2号<u>《許可を受けて保税地域外に置く外国貨物》</u>の規定に基づく他所蔵置の許可の申請があつたときの許可の基準は、関税法基本通達30-2<u>（他所蔵置が認められる貨物）</u>による。なお、当該「輸入を許可しない物品」について他所蔵置の許可をした場合において、取締り上必要があると認めるときは、関税法第105条第1項第2号<u>《施封》</u>の規定に基づき、当該物品に封かんを施す。</p> <p>(6) 譲受け後に保税地域に入れられた物品については、関税法第45条（同法第41条の3、第61条の4条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の適用がある旨並びに当該物品の貨主への引渡しは関税等が納付済であることを証する書類の提示を受けた後行うよう、当該保税地域の倉主に注意を喚起しておく。</p> <p>なお、納付済であることを証明する書類、例えば領収書については、その裏面に当該物品を明確に記載する等の方法により、税関と倉主との連絡については特に注意する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 コンテナ特例法関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 コンテナの通関及び承認</p> <p>（コンテナヤードへのコンテナの搬出手続）</p> <p>3-9 免税コンテナをコンテナヤードに出入れしようとする際の関</p>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税法第34条に規定する記帳の取扱いについては、関税法基本通達の取扱いに準ずる。</p>	<p>税法第<u>34条の2</u>に規定する記帳の取扱いについては、関税法基本通達の取扱いに準ずる。</p>